

世代間支え合い家族支援事業 【助成対象の確認シート】 ★同居の方★

この【助成対象の確認シート】により、世代間支え合い家族支援事業の助成対象の可否を確認できます。
確認の方法は、「ア 基本項目」の１３項目と、同居するための住宅の取得方法等別の確認項目から、ご自身が該当する確認項目を確認してください。

イ	同居する住宅を新築、購入した場合
ウ	同居する住宅を増築した場合
エ	同居する住宅を改築した場合
オ	同居する住宅に引越のみした場合

それぞれの確認内容に該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」としてください。
世代間支え合い家族支援事業の助成を受けられる方は、確認した全ての結果が「○」になる方です。

ア 基本項目 全ての方が確認してください。

	確認内容		結果	
1	同居する前は、１キロメートル以上離れた場所に居住していた		○・×	
2	過去３年以内に同居または近隣（直線１キロメートル以内）に居住していなかった		○・×	
3	同居するために引越し（転入・転居）した		○・×	
4	同居を開始する直前の高齢者（親）の状況について、次の①から③のどれか１つが○である		○・×	
	①	高齢者（親）が居住の住宅には、次の条件に該当する者だけが居住している ・ ６０歳以上の者 ・ 介護保険の要支援認定または要介護認定を受けている者		○・×
	高齢者（親）の住宅に上記①に該当しない者が居住している場合でも、その居住している者が②～④のいずれかに該当する場合は対象となります （６０歳未満の者が複数いる場合は、全員が②～④のいずれかに該当する必要があります。）			
	②	６０歳未満の世帯員が、重度障害者である 重度障害者とは、基本的に次の要件に該当する者です 身体障害者手帳１，２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳(A)，A		○・×
	③	６０歳未満の世帯員が、１８歳未満である		○・×
	④	６０歳未満の世帯員が、高齢者（親）の配偶者である。	○・×	
5	同居を開始する直前の子等の世帯の状況について、子等の世帯には、高齢者の子や孫等の直系卑属、またはその配偶者がいる		○・×	
6	子等が転居して高齢者（親）と同居する場合、高齢者（親）の近隣（直線１キロメートル以内）に、既に別の子等が居住していない		○・×	
7	同居を今後５年以上継続し、相互に協力して必要な支援を行うことができる見込みである		○・×	
8	同居する世帯全員が住民税及び固定資産税の滞納がない （他市町村から転入している場合は、転入前の市町村にも滞納がない）		○・×	
9	同居することとなった住宅が、生活の本拠地である		○・×	
10	同居する世帯全員が、他制度の公的住宅扶助（生活保護等）を受けていない		○・×	
11	袖ヶ浦市世代間支え合い家族支援事業の助成を受けた者が、同居する世帯員にいない		○・×	

ここからは、同居する住宅の取得方法等別になっていますので、該当する取得方法等について確認してください。

イ 同居する住宅を新築、購入した場合

	確認内容	結果
1	住宅の所有者は、高齢者、子等または同居の世帯員である	○・×
2	住宅の建築確認手続きを行っている	○・×
3	高齢者専用の部屋が１部屋以上ある	○・×
4	住宅の登記完了日から６ヶ月以内である	○・×

ウ 市内の住宅を増築した場合

	確認内容	結果
1	住宅の所有者は、高齢者または子等である	○・×
2	増築した面積は１０平方メートルを超えている	○・×
3	増築により居室が１部屋以上増えている	○・×
4	増築の建築確認手続きを行っている	○・×
5	高齢者専用の部屋が１部屋以上ある	○・×
6	住宅の登記完了日から６ヶ月以内である	○・×

エ 市内の住宅を改築した場合

	確認内容	結果
1	住宅の所有者は、高齢者または子等である	○・×
2	従前の建物を全て取り壊して、建て直している	○・×
3	住宅の建築確認手続きを行っている	○・×
4	高齢者専用の部屋が１部屋以上ある	○・×
5	住宅の登記完了日から６ヶ月以内である	○・×

オ 市内の住宅に引越のみの場合

	確認内容	結果
1	住宅の所有者は、高齢者、子等または同居の世帯員である	○・×
2	家財の運搬を貨物自動車運送事業法第３条の許可業者に委託した	○・×
3	高齢者専用の部屋が１部屋以上ある	○・×
4	同居を開始した日（住民票の異動日）から６ヶ月以内である	○・×

世代間支え合い家族支援事業

【助成対象の確認シート】

★近隣に居住の方★

この【助成対象の確認シート】により、世代間支え合い家族支援事業の助成対象の可否を確認できます。
確認の方法は、「ア 確認項目」の全項目を確認してください。
それぞれの確認内容に該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」としてください。
世代間支え合い家族支援事業の助成を受けられる方は、確認した全ての結果が「○」になる方です。

ア 基本項目

	確認内容		結果	
1	近隣に居住する前は、1キロメートル以上離れた場所に居住していた		○・×	
2	過去3年以内に同居または近隣（直線1キロメートル以内）に居住していなかった		○・×	
3	近隣に居住するために引越し（転入・転居）した		○・×	
4	近隣に居住を開始する直前の高齢者（親）の状況について、次の①から③のどれか1つが○である		○・×	
	①	高齢者（親）が居住の住宅には、次の条件に該当する者だけが居住している ・60歳以上の者 ・介護保険の要支援認定または要介護認定を受けている者		○・×
	高齢者（親）の住宅に上記①に該当しない者が居住している場合でも、その居住している者が②～④のいずれかに該当する場合は対象となります （60歳未満の者が複数いる場合は、全員が②～④のいずれかに該当する必要があります。）			
	②	60歳未満の世帯員が、重度障害者である 重度障害者とは、基本的に次の要件に該当する者です 身体障害者手帳1，2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳㊤，A		○・×
	③	60歳未満の世帯員が、18歳未満である		○・×
	④	60歳未満の世帯員が、高齢者（親）の配偶者である。	○・×	
5	近隣の居住を開始する直前の子等の世帯の状況について、子等の世帯には、高齢者の子や孫等の直系卑属、またはその配偶者がいる		○・×	
6	子等が転居して高齢者（親）と近隣に居住する場合、高齢者（親）の近隣（直線1キロメートル以内）に、既に別の子等が居住していない		○・×	
7	近隣の居住を今後5年以上継続し、相互に協力して必要な支援を行うことができる見込みである		○・×	
8	近隣に居住する世帯全員が住民税及び固定資産税の滞納がない （他市町村から転入している場合は、転入前の市町村にも滞納がない）		○・×	
9	近隣に居住することとなったそれぞれの住宅が、生活の本拠地である		○・×	
10	近隣に居住する世帯全員が、他制度の公的住宅扶助（生活保護等）を受けていない		○・×	
11	袖ヶ浦市世代間支え合い家族支援事業の助成を受けた者が、近隣に居住するそれぞれの世帯にいない		○・×	

	確認内容	結果
12	高齢者と子等のそれぞれの住宅が、直線で1キロメートル以内にある	○・×
13	新たに建築、購入した住宅の所有者は、高齢者または子等である	○・×
14	住宅の建築確認手続きを行っている	○・×
15	住宅の登記完了日から6ヶ月以内である	○・×